

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表2の項中「関節症性乾癱又は」を「関節症性乾癱の患者に投与するもの又は既存の治療法では効果が不十分な」に、
「患者に」を「患者に寛解導入療法及び寛解維持療法として」に改め、
同表4の項中「切除不能」を「手術不能」に、
「乳がん」を「乳癌」に改め、
同表5の項中「切除不能」を「根治切除不能」に、
「腎細胞がん」を「腎細胞癌」に改め、
同表8の項中「結腸がん又は直腸がん」を「結腸癌又は直腸癌」に改め、
同表11の項中「乳がん」を「乳癌」に改め、
同表12の項中「腎細胞がん」を「腎細胞癌」に改め、
同表13の項中「グラントマン血小板無力症患者（G P II b - III a）又はH L Aに対する抗体を有する者であつて、血小板輸血不応状態にある又はあつたものに限る。）」を「G P II b - III a又はH L Aに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が見られる又は見られたグラントマン血小板無力症患者」に改め、
同表14の項を次のように改める。

14	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン（多発性筋炎又は皮膚筋炎による筋力低下（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）又は全身型重症筋無力症（ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）の改善のために投与するものに限る。）	070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
		070560xx99x2xx
		070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx97x2xx
		010130xx99x0xx
		010130xx99x3xx
		010130xx97x0xx
		010130xx01x0xx

別表15の項中「の流産後の同因子による感作の抑制のため」を「に対し、D（R h o）因子による感作を抑制するために流産後」に改め、別表17の項中「切除不能」を「手術不能」と、「乳がん」を「乳^{がん}」に改め、別表19の項中「もの」を「もの（当該患者の関節の構造の損傷の防止のために投与する場合を含む。）」に改め、別表20の項中「又は深在性皮膚感染症」を「若しくは深在性皮膚感染症の患者又は外傷、熱傷、手術創等若しくはびらん若しくは潰瘍の二次感染」に改め、別表26の項中「胃がん」を「胃^{がん}」に改め、別表27の項中「膝がん」を「膝^{がん}」に改め、別表に次のように加える。



28	ボルテゾミブ（未治療の多発性骨髄腫の患者に投与するものに限る。）	130040xx99x5xx 130040xx97x5xx
29	カルボプラチン（乳癌 ^{がん} の患者に投与するものに限る。）	090010xx99x5xx 090010xx97050x
30	オクトレオチド酢酸塩（消化管神経内分泌腫瘍の患者に投与するものに限る。）	060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx0103xx 060035xx0113xx 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x 06007xxx97x3xx 06007xxx97x4xx 06007xxx02x4xx 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx
31	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（手術不能又は再発 ^{がん} の乳癌の患者に投与するものに限る。）	090010xx99x4xx 090010xx97040x 090010xx97041x
32	フィンゴリモド塩酸塩（多発性硬化症の再発の予防及び身体障害の状態の悪化の防止のために投与するものに限る。）	010090xxxxx0xx
33	テラプレビル（セログループ1（ジェノタイプ1 a又はジェノタイプ1 b）のC型慢性肝炎の患者（血中のHCV-RNAの量が高値と判定されたものであって未治療のもの又はインターフェロン製剤単独療法若しくはインターフェロン・リビリン併用療法が無効若しくは再燃と判定されたものに限る。）にウイルス血症の改善のために投与するものに限る。）	060295xx99x1xx 060295xx99x2xx 060295xx97x1xx
34	ホスフェニトインナトリウム水和物（てんかん重積状態の改善若しくは脳外科手術時若しくは頭部外傷等による意識障害時のてんかん発作の発現の抑制のために又はフェニトインの経口投与の一時的な代替療法として、てんかん患者に投与するものに限る。）	010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x20x 010230xx99x21x 010230xx97x0xx 010230xx97x2xx
35	テリバラチド酢酸塩（骨折の危険性の高い骨粗鬆症 ^{けい} の患者に投与するものに限る。）	070370xx99xxxx
36	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（家族性寒冷自己炎症症候群、マックル・ウェルズ症候群又は新生児期発症多臓器系炎症性疾患の患者に投与するものに限る。）	全ての診断群分類番号
37	フルベストラント（閉経後の乳癌 ^{がん} の患者に投与するものに限る。）	090010xx99x30x 090010xx99x31x 090010xx9703xx 090010xx9713xx